

沿岸広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年3月24日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1） 路線名 大船渡綾里三陸線
 - （2） 供用開始の区間 大船渡市三陸町綾里字白浜47番1地先から字小石浜145番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成29年3月25日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成29年3月24日から同年4月24日まで
- 2（1） 路線名 大船渡広田陸前高田線
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 陸前高田市小友町字雲南41番地先から字浦田40番2地先まで
 - イ 陸前高田市小友町字金田179番地先から字小崎下108番地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成29年3月27日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成29年3月24日から同年4月24日まで
- 3（1） 路線名 岩泉平井賀普代線
 - （2） 供用開始の区間 下閉伊郡田野畑村明戸217番4地先から238番2地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成29年3月24日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成29年3月24日から同年4月24日まで